災害廃棄物処理基本計画編

第１章　基本的事項の整理

第１節　災害廃棄物処理に関する計画

１　災害廃棄物処理計画の体系

災害廃棄物処理基本計画は、災害廃棄物処理を円滑に実施するため、被害抑止、予防、被害軽減について、長期的な視点からまとめたものです。

災害廃棄物処理実行計画は、災害が発生した際に、基本計画に基づいて災害廃棄物処理の具体的なプロセスを示すものです。

２　本計画の構成

本計画は、災害廃棄物処理基本計画として策定するものであり、平常時、災害発生初動体制、災害発生時応急対応、復旧・復興の各段階における対応策を整理します。

※災害の規模により 3 ヶ月以内

３　本計画における視点

本計画では、被災した立場と支援する立場における対策を示します。

4　計画の見直し・改善

災害廃棄物処理は、全国で発生する災害の状況により対応が変化することから、点検・見直しを行っていくことが重要です。

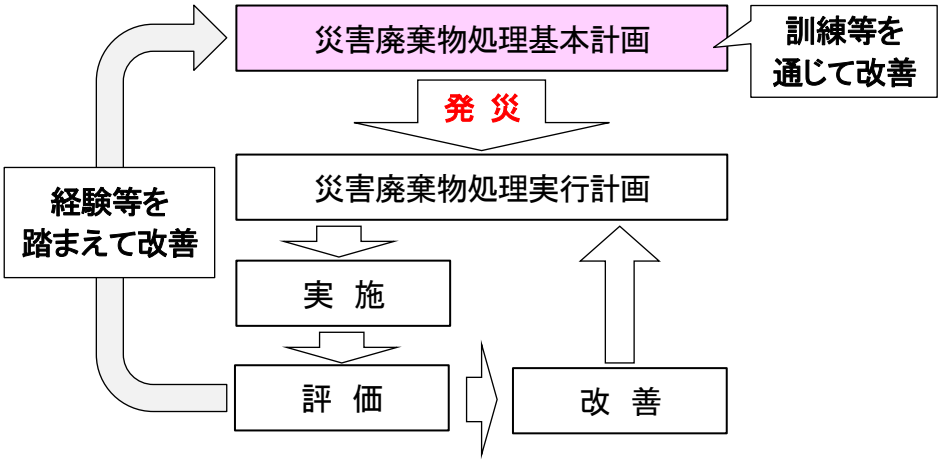

第２節　災害廃棄物に関する一般事項

1　災害の種類

災害には、地震災害や水害、その他の自然災害等があります。

地震が発生すると、揺れにより生じる被害のほか、地震に伴う津波や火災、爆発、その他の異常な現象が起こる可能性があります。

水害は、大雨、台風、雷雨等、多量の降雨により生じる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を指します。

2　災害廃棄物の種類

災害により、以下のものが発生することが予想されます。

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物

木くず	コンクリートがら	金属くず	可燃物	不燃物
腐敗性廃棄物	津波堆積物	廃家電	廃自動車	廃船舶
有害廃棄物	適正処理困難物			

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

生活ごみ	避難所ごみ	し尿

また、災害廃棄物の種類及び量は、災害の種類・規模、発生場所、発生時期が大きく影響します。

3　災害廃棄物処理の概要

発災後の処理の概要は以下の通りです。

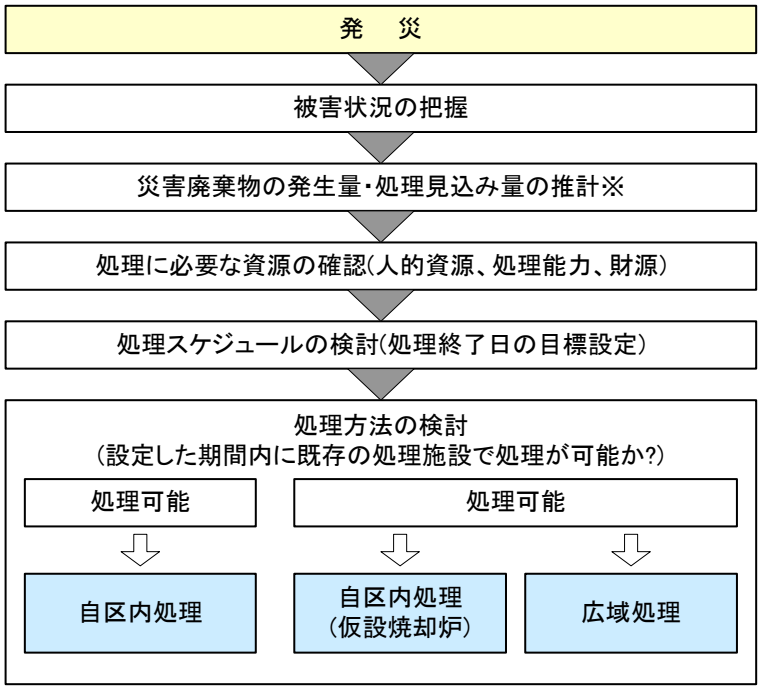

※平常時に推計した発生量・処理見込み量を実際の被害状況を基に再推計

第３節　災害廃棄物の処理

１　各時期区分における処理の概要

（１）初動期の体制

項　目	概　要
①被害状況の把握	災害廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理施設（ごみ・し尿）の被害状況、道路の被害状況から、収集・運搬ルートの状況等を把握します。
②処分計画の策定	災害廃棄物の発生量を推計し、収集・運搬ルート、ごみの臨時集積所、仮設トイレ、運搬車両の配車及び焼却・埋立等処分方法を検討します。 また、適切な処理を行うため組織体制を速やかに構築します。
	避難場所及び被災地域以外の廃棄物の分別・排出方法について検討し、広報周知を行います。

（２）応急対策

項　目	概　要
①一般廃棄物処理施設の応急対策	施設の故障個所について復旧を行うほか、必要な機材、人員、燃料、電気、水等の確保を図ります。
	施設が稼働不能な場合は、県や周辺市町村、民間団体等に支援を要請し、広域的な処理の体制を進めます。
②臨時集積所の確保	地域で臨時集積所が必要な場合は、場所の指定、受け入れ可能廃棄物及び受け入れ条件等について所有者・管理者と調整し、なるべく短期間の使用に努めます。
	大規模な臨時集積所の設置については、指定避難場所、仮設住宅建設候補地等と競合しないよう調整します。 設置する際は、土壌汚染対策を含めた汚水処理や分別レイアウトを含めて検討し、優先して市有地への設置を行います。
	臨時集積所の設置及び受け入れの条件、搬入・搬出・運搬ルートについて市民に周知します。
③臨時集積所での受け入れ	受け入れ基準を作成し、避難路、緊急輸送路の障害物を優先的に受け入れるほか、危険性、公益性の観点から優先度を決定し受け入れます。
	必要な人員を配置し、必要に応じて、臨時集積所での破砕、選別等の処理施設設置を検討します。
④仮設トイレの設置	災害時における仮設トイレのし尿処理量を推計し、地域ごとに必要な仮設トイレの設置を検討します。 仮設トイレのし尿の収集計画を立て、適切な収集を図ります。
⑤倒壊家屋の解体後の廃棄物の処理	適切な廃棄物の処理を行います。

（３）復旧状況に応じた復旧・復興

項　目	概　要
①収集、運搬、処理及び処分	復旧状況に応じ、収集、運搬、処理及び処分体制を通常体制に戻します。 また、臨時集積所、仮設トイレについても復旧状況に応じ縮小を図ります。
②臨時集積所の原状復帰	臨時集積所で受け入れた災害廃棄物を適切に収集、運搬、処理及び処分します。 復旧状況に応じ、臨時集積所を閉鎖し、所有者・管理者に返却します。

２　災害廃棄物の処理のために整理すべき事項

（１）がれき発生量の算定

「災害廃棄物対策指針（平成２６年３月）」及び「大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き（平成１２年３月）」に基づき、がれき発生量を算定します。

がれきのほかライフライン等の廃棄物の発生量も算定する必要があります。

（２）し尿発生量の算定

汲み取り槽の冠水・破損又は浄化槽の破損、断水、停電に伴う避難所への仮設トイレの設置等、災害により処理すべきし尿の発生量を算定します。

（３）仮設トイレの必要数の算定

阪神･淡路大震災の神戸市の事例より､避難所への仮設トイレ設置の必要数を算定します。

（４）臨時集積所の算定

災害廃棄物発生量に基づき必要面積を算定します。

分別スペースの確保や効率的な搬入・搬出・運搬ルートの確保、生活環境への支障など総合的に検討し、設置場所を設定します。

３　災害廃棄物処理体制

市域で災害が発生し、または発生する恐れがある時は、災害対策基本法に基づき設置される薩摩川内市災害対策本部及び関係機関と連携し対応します。

今後、災害が甚大となり、災害廃棄物の処理が長期にわたる場合は、計画的に処理を進めるため、関係機関による協議会を設置するなど進行管理を図ることも検討します。

第２章　災害廃棄物処理の目標

第１節　平常時における対策

１　災害廃棄物処理体制の整備

●市の役割
- 災害廃棄物処理体制を整備します。
- 広報体制を整備します。
- 一般廃棄物処理施設の災害対策を行います。

●市民の役割　●事業者の役割
- 市の取り組みに協力します。

その他に．．．
【災害に備えた廃棄物処理施設の強靭化】
国では、災害時においても自区内処理が可能となるよう、地域の実情に応じて設備・機能（耐震・耐水・耐浪性、運転維持用電源・燃料保管設備、薬剤等の備蓄等）を備えた施設の整備を推進しています。

２　災害廃棄物の処理方針の検討

●市の役割
- ごみの種類ごとに処分方法や処分業者を確認しておきます。
- 思い出の品の取り扱いについて整理しておきます。
- 二次災害対策の検討を行います。
- 必要経費（処理量等）の想定を行います。

●市民の役割　●事業者の役割
- 市の取り組みに協力します。

３　関係団体との支援体制の整備

●市の役割
- 国、県、関係機関との支援体制を確認しておきます。
- 隣接市町村との支援体制を確認しておきます。
- 収集運搬に関わる資機材、施設を把握しておきます。
- ボランティア支援体制を検討しておきます。

●市民の役割
- ボランティア関係機関に活動範囲等の調整の依頼があった場合は対応します。
- 市の取り組みに協力します。

●事業者の役割
- リース会社等に災害廃棄物対策のための調査があった場合は対応します。
- 市の取り組みに協力します。

その他に．．．
【地域間協調の推進】
地域ブロック内における国、他市町村、民間事業者専門家等の関係者との連携・協力体制を強化します。
国の方針に準じて、広域的な輸送ネットワークの構築等の地域ブロックを越える連携を推進します。
【地域間協調の観点からの広域的な施設整備及び活用の推進】
国では、強靭な廃棄物処理体制としての施設整備により、各地域ブロック内で一定量の災害廃棄物処理能力を備え、大規模災害時に被災した地域ブロック内だけで処理が困難な場合の他の地域ブロックとの地域間協調を促進しています。

4　臨時集積所の設置計画

●市の役割
・臨時集積所の設置計画、受け入れ基準を作成します。
・公害対策を検討します。
・臨時集積所の貸与・返却のルールを作成します。

●市民の役割　●事業者の役割
・市の取り組みに協力します。

5　仮設トイレの設置計画

●市の役割
・仮設トイレの設置計画、維持管理計画を作成します。

●市民の役割　●事業者の役割
・市の取り組みに協力します。

6　その他

●市の役割
・最終処分場を確保します。
・収集運搬ルートを確保します。
・その他、感染性廃棄物や死亡家畜等の処理の取り扱いについて整理します。

●市民の役割　●事業者の役割
・市の取り組みに協力します。

その他に．．．
【災害廃棄物対策への BCM ・BCP の導入】
　国では、自治体において災害廃棄物対策へＢＣＭ（業務継続マネジメント）やＢＣＰ（業務継続計画）の視点を導入することを促進しています。
・ＢＣM…ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動。
・ＢＣＰ…大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
※資料：事業継続ガイドライン（内閣府、平成 25 年 8 月）

第２節　災害発生時初動体制における対策

※災害発生時初動体制…発災後概ね３日以内

１　組織体制の整備

●市の役割
- 災害廃棄物処理対応組織を設置します。
- 支援体制を検討します。

●市民の役割
- 市が行う啓発・広報を確認します。
- 市の取り組みに協力します。

●事業者の役割
- 市の取り組みに協力します。

その他に．．．
【災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）】
国では、平時の備えとして自治体等における災害廃棄物処理への支援を充実させるため、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を発足させました。
D.Waste-Net では、発災時に災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行うものとされています。

２　被害状況の把握

●市の役割
- 災害状況を把握します。
- 収集・運搬ルートの状況を把握します。
- 収集車両の状況を把握します。

●市民の役割　●事業者の役割
- 市の取り組みに協力します。

３　処分計画の策定

●市の役割
- 災害廃棄物の発生量を推計します。
- 収集・運搬ルート及び配車計画を検討します。
- 災害廃棄物（ごみ）の臨時集積所を検討します。
- 仮設トイレの設置を検討します。
- 資源化・焼却、埋立等、処分方法を検討します。
- 廃棄物の分別・排出方法の広報周知を行います。

●市民の役割
- 市が設定した分別区分に従い、適正排出を行います。
- 市の取り組みに協力します。

●事業者の役割
- 腐敗性廃棄物を早急に処理できるよう協力します。
- 市の取り組みに協力します。

第３節　災害発生時応急対応における対策

※災害発生時応急対応…発災後概ね３週間以内（災害の規模により３ヶ月以内）

１　一般廃棄物処理施設の応急対策

市の役割

・必要な機材、人員、電気、水を確保します。
・施設の故障箇所の復旧を行います。
・補修後、必要な安全対策を行い、再稼働を行います。
・施設が稼働できない場合は、県や周辺市町村、民間団体に支援を要請します。

市民の役割　　事業者の役割

・市の取り組みに協力します。

２　収集運搬の実施

市の役割

・避難所等の廃棄物は通常時と同様の対応を行います。
・大規模な避難所や仮設住宅については、収集・運搬ルートの変更等の対応を行います。
・し尿収集は避難所を優先します。
・市内業者による収集が困難な場合は市外への応援要請を検討します。

市民の役割

・避難所においても適正排出を行います。
・市の取り組みに協力します。

事業者の役割

・市の取り組みに協力します。

３　地域防災計画組織連携による災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去等

●市の役割

・爆発・火災の危険性のある廃棄物を優先的に回収します。
・有害廃棄物についても優先的に回収し、保管又は早期処分を行います。
・適正処理困難物は平常時と同様に適切に処理業者へ引き渡します。
・津波堆積物がある場合は、ヘドロ等を優先的に除去します。
・薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要綱に基づき倒壊家屋の除去について助成します。
・人命救助のための倒壊家屋の撤去を行います。
・災害により流出した土砂等の障害物を除去し、緊急通行を確保します。
・石綿の含有が懸念される建物について、適正な対応を行います。
・家畜等の処理は保健所の指導に基づき行います。

●市民の役割　●事業者の役割

・市の取り組みに協力します。

４　臨時集積所の確保

●市の役割

・指定避難場所、仮設住宅建設候補地等と競合しないよう調整を図り、市有地を優先して設置します。
・民有地を使用する場合は、設置期間が短くなるよう努めます。
・種類ごとに分別レイアウトを作成します。
・受入れの条件、搬入・搬出・運搬ルートについて、市民に周知します。

●市民の役割

・市の取り組みに協力します。

●事業者の役割

・搬入・搬出・運搬ルートを確認します。
・市の取り組みに協力します。

5　臨時集積所での受入

●市の役割

・人員配置、受入れの優先順位の決定を行います。
・必要に応じて、臨時集積所における処理施設の設置を検討します。
・季節に応じて二次災害への対策を行います。
・可能な限り分別を行い、資源化に努めます。
・環境測定を行います。
・平常時に検討したルールに従い、思い出の品や貴重品の回収・保管・運営・返却を行います。
・臨時集積所での搬入・搬出量の量的管理等、災害廃棄物処理事業の進捗管理を行います。

●市民の役割　●事業者の役割

・市の取り組みに協力します。

6　仮設トイレの設置

●市の役割

・地域ごとに必要な仮設トイレを設置し、設置場所・使用方法について市民への周知を行います。
・仮設トイレの維持管理方法の指導を行います。
・仮設トイレのし尿の収集計画を立てます。

●市民の役割

・仮設トイレを適切に使用します。
・市の取り組みに協力します。

●事業者の役割

・市の取り組みに協力します。

第４節　復旧・復興における対策

１　復旧状況に応じた収集・運搬・処分の実施

●市の役割
・復旧状況に応じて、通常の体制に戻します。
・復旧状況に応じて、臨時集積所・仮設トイレを縮小します。
・広域的な処理を行っている場合は、復旧状況に応じて支援体制を縮小します。

●市民の役割　●事業者の役割
・市の取り組みに協力します。

２　原状復帰

●市の役割
・臨時集積所の状況を把握し、復旧状況に応じて臨時集積所を閉鎖し、環境測定を実施します。
・臨時集積所を返却し、場所によって消毒・土換えを行います。

●市民の役割　●事業者の役割
・市の取り組みに協力します。

３　その他

●市の役割
・処理を委託した場合は、委託料の支払い手続きを行います。
・民有地を臨時集積所とした場合は、賃借料を支払います。
・事業費が国庫補助対象となる場合は、補助申請等の手続きを行います。

●市民の役割　●事業者の役割
・市の取り組みに協力します。

第５節　他市町村への支援

発災時に被災しなかった場合又は被災が軽い場合は、被災自治体からの要請に応じた受入れに関すること（職員の派遣、支援に必要な情報、支援の実施等）を整理し、対応します。